

表2-2-⑥ 市町村における空き家等に関する条例等の制定状況 (平成26年12月1日現在)

NO	市町村名	条例							規定内容									
		条例の名称	施行時期			制定目的			情報	調査	助言	命令	立入	公表	代執行	応急	罰則	
			年	月	日	安心安全	生活環境	その他										
1	寒河江市	寒河江市空き家等の適正管理に関する条例	H	25	7	1	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
2	村山市	村山市空き家等の適正管理に関する条例	H	26	12	1	○	○		○	○	○	○	○			○	
3	天童市	天童市空き家等の適正管理に関する条例	H	25	10	1	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
4	東根市	東根市空き家等の適正管理に関する条例	H	26	1	20	○			○	○	○	○	○	○	○	○	
5	河北町	河北町空き家等の適正管理に関する条例	H	26	7	1	○	○	○ 景観	○	○	○	○	○			○	
6	西川町	西川町空き家等の適正管理に関する条例	H	24	11	1	○			○	○	○	○	○				
7	朝日町	朝日町空き家等の適正管理に関する条例	H	25	1	1	○	○	○ 景観	○	○	○	○	○				
8	大江町	大江町空き家等の適正管理に関する条例	H	25	4	1	○			○	○	○	○	○				
9	米沢市	米沢市家屋等の安全管理に関する条例	H	25	10	1	○				○	○		○			○	
10	長井市	長井市空き家等の適正管理に関する条例	H	26	4	1	○	○		○	○	○	○	○			○	
11	高島町	高島町空き家等の適正管理に関する条例	H	25	6	18	○	○	○ 景観	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	川西町	川西町空き家等の適正管理に関する条例	H	25	6	1	○	○		○	○	○	○	○			○	
13	飯豊町	飯豊町空き家等の適正管理に関する条例	H	25	4	1	○	○	○ 景観	○	○	○	○	○	○	○	○	
14	新庄市	新庄市空き家等の適正管理の促進に関する条例	H	25	1	1	○			○	○	○		○				
15	尾花沢市	尾花沢市空き家等の適正管理に関する条例	H	26	4	1	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	大石田町	大石田町空き家等の適正管理に関する条例	H	26	4	1				○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	金山町	金山町空き家等の適正管理に関する条例	H	25	4	1	○			○	○	○		○			○	
18	最上町	最上町空き家等の適正管理に関する条例	H	24	12	20	○	○		○	○	○	○	○			○	

NO	市町村	条例の名称	年	月	日	安心 安全	生活 環境	その他	情報	調査	助言	命令	立入	公表	代執行	応急	罰則
19	舟形町	舟形町空き家等の適正管理に関する条例	H	24	4	1	○	○	○	○	○	○	○				
20	真室川町	真室川町空き家等の適正管理に関する条例	H	24	7	1	○	○	○	○	○	○	○				
21	大蔵村	大蔵村美しい村づくり条例	H	22	4	1	○	○	○	○		○					
22	鮭川村	鮭川村空き家等の適正管理に関する条例	H	25	4	1	○		○	○	○	○	○			○	
23	戸沢村	戸沢村空き家等の適正管理に関する条例	H	24	10	1	○	○	○	○	○	○	○				
24	鶴岡市	鶴岡市空き家等の管理及び活用に関する条例	H	25	4	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	酒田市	酒田市空き家等の適正管理に関する条例	H	24	7	1	○	○	○	○	○	○	○				
26	庄内町	庄内町空き家等の適正管理に関する条例	H	25	7	1		○	○	○	○	○	○				
27	三川町	三川町空き家等の適正管理に関する条例	H	26	9	1	○	○	○	○	○	○	○				
28	遊佐町	遊佐町空き家等の適正管理に関する条例	H	25	4	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
合 計									27	28	28	24	27	24	9	17	3

- (注) 1 当事務所の調査結果による。
2 条例の「制定目的」は、条例制定の主な目的としているものを区分したものである。
3 「規定内容」の各欄の意味は、次のとおりである。
① 「情報」：管理不全な状態にある空き家等に係る住民等からの情報提供
② 「調査」：情報提供を受けたとき、又は必要に応じ、空き家等の状態等を調査すること
③ 「助言」：当該空き家等の所有者等に対し、空き家等を適正に維持管理するよう助言又は指導すること、また、助言、指導を行ったにもかかわらず、当該空き家等が管理不全な状態であるときに、当該所有者等に対し勧告すること
④ 「命令」：勧告を受けた所有者等が正当な理由なく当該勧告に応じないとき、当該所有者等に対し、期限を定めて必要な措置をとるよう命ずること
⑤ 「立入」：条例の施行に必要な限度において、職員に空き家等に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させること
⑥ 「公表」：命令を受けた空き家等の所有者等が正当な理由なく命令に従わないときに、その旨を公表することができること
⑦ 「代執行」：命令を受けた所有者等が当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、所有者等に代わって行政が執行すること
⑧ 「応急」：人の生命、身体又は財産に対し、危害が切迫した場合において、その危害を予防し、又は損害の拡大を防ぐために必要な最小限度の措置を講ずることができること
⑨ 「罰則」：命令を受けた者で正当な理由なくその命令に従わないものに対する過料のこと